平成２５年（フ）第５３１号
堺市中区堀上町29番地１　ラ・フォーレ松ノ下106号
債務者　久野　忠司
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９０号
名古屋市名東区社が丘２丁目804番地　有限会社シルバーホームほのぼの、住民票上の住所名古屋市千種区山門町１丁目41番地
債務者　安藤　愼悟
法定代理人成年後見人　安藤　恭子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
債務者　高井　孝明
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１７５１号
名古屋市天白区一本松２丁目511番地　三田荘102号
債務者　小野佐太雄
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６１号
神奈川県平塚市見附町46番31―608号　ライオンズマンション平塚見附町第２
債務者　杉山　拓哉
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５７号
横浜市泉区下飯田町975番地　ハイツ竹の子201号
債務者　高橋　丈夫
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０７号
山形県天童市東久野本１丁目４番65号
債務者　大江　　潤
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
山形県東根市神町西２丁目５番44号
債務者　生亀美代子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９０号
函館市的場町25番６号
債務者　松岡　優二
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡串本町和深2888番地
債務者　芝崎　政美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２６４号
愛知県岡崎市葵町１番地10　ＳＩＦセンタービル405
債務者　藤田　真史
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
埼玉県上尾市東町１丁目９番２号　晴雲ハイツ201
債務者　村岡　　享
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
埼玉県上尾市東町１丁目９番２号　晴雲ハイツ201
債務者　村岡　正実
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
埼玉県上尾市大字今泉54番地８
債務者　吉田　正宏
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５１号
埼玉県川口市上青木６丁目10番10号　矢吹ハイツ201号
債務者　小田　加代（旧姓黒島）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８８号
埼玉県川口市大字安行領家701番地の25、旧住所埼玉県川口市領家１丁目19番５号　ハイム鳳Ｃ102号
債務者　森山　幹夫
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
埼玉県坂戸市花影町７番24号
債務者　野元　真嘉
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部